鏡石町人事行政の運営等の状況を公表します

「鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和2年度の状況を公表します。今回の公表は、地方公務員法第58条の2第3項の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めることを目的に行われるもので、町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条では、次の11項目の報告事項を定めています。

①職員の任免及び職員数に関する状況②職員の人事評価の状況③職員の給与の状況④職員の勤務時間その他の勤務条件の状況⑤職員の休業に関する状況⑥職員の分限及び懲戒処分の状況⑦職員の服務の状況⑧職員の退職管理の状況⑨職員の研修の状況⑩職員の福祉及び利益の保護の状況⑪その他町長が必要と認める事項

まず、①職員の任免及び職員数に関する状況については、表1のとおりで、職員総数は令和3年4月1日現在で100人となっています。任免の状況は、表2のとおりで、採用者が1人、退職者は6人でした。

また、再任用職員として1人採用し、昨年に引き続き、県から指導主事として1人が派遣されています。

表1　職員の構成（部門別）

部門		区分	職員数 令和2年	職員数 令和3年	対前年増減数
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	
		総務	19	19	
		税務	7	7	
		農水	7	6	－1
		商工	2	3	1
		土木	9	10	1
		民生	18	14	－4
		衛生	8	10	2
		計	72	71	－1
	教育部門		15	14	－1
	小計		87	85	－2
公営企業等会計部門	水道部門		4	4	
	下水道部門		4	4	
	その他部門		7	7	
	小計		15	15	
合計			102 [123]	100 [123]	－2 [－]

（注）1　職員数は、一般職に属する職員数。
2　［ ］内は、条例定数。

表2　職員の採用・退職状況

〔採用者数〕

区分	大学卒	短大卒	高校卒	計
一般行政職	1人	0人	0人	1人
計	1人	0人	0人	1人

〔退職者数〕

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	計
一般行政職	5人	0人	0人	5人
保健師	1人	0人	0人	1人
計	6人	0人	0人	6人

表3－1　人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口（R3年1月1日）	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B／A
人	千円	千円	%
12,666	8,550,889	954,210	11.2

表3－2　職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B／A
人	千円	千円	千円	千円	千円
94	370,205	64,171	144,913	579,289	6,163

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

表3－3　職員の平均給与月額

区分	平均年齢	平均給与月額
一般行政職	42.0歳	382,322円
教育職（幼稚園）	44.4歳	391,721円

表3－4　初任給の状況　（令和3年4月1日現在）

区分		初任給
一般行政職	大学卒	186,500円
	高校卒	153,900円

表3－5　勤務時間の状況等

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り 始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土曜日及び日曜日

表3－6　年次有給休暇取得等

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得率 B/C	消化率 B/A
3,758日	850日	96人	8.9日	22.6%

人件費率は11・2%

②職員の人事評価の状況については、地方公務員法に基づき、令和2年度も引き続き人事評価を実施しました。

また、③職員の給与の状況、④職員の勤務時間その他勤務条件の状況については、表3のとおりとなっています。

人件費の状況（普通会計）では、全体で9億5，421万円、歳出総額に占める人件費率は、11・2%となり、前年比3・1%減となりました。

⑤職員の休業に関する状況については、昨年度、3人が育児休業を取得しました。

次に、⑥職員の分限及び懲戒処分の状況について、懲戒処分が12件（減給6人、戒告6人）でした。

また、公平委員会については、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められています。

本町では、同法第7条第4項で事務を委任しており、昨年度において、「勤務条件に関する措置要求」、「不利益処分に関する審査請求」はありませんでした。

服務の状況

次に、⑦職員の服務の状況については、公務員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては、全力で奉仕しなければならないと定められています。

この服務の基本原則を忠実に実行するため、「信用失墜行為の禁止」、「政治行為等の禁止」、「秘密を守る義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」など様々な義務が課せられており、昨年度においては、服務義務違反による職員の処分が行われました。

退職管理・職員研修

次に、⑧職員の退職管理の状況については、離職後も職員に対して在職時の職務に関連して一定の影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正執行及び公務に対する住民の信頼を損ねる恐れがあることから規制することとされています。

そのため、再就職者による依頼等が規制されておりますが、昨年度において、該当者はいませんでした。

次に、⑨職員の研修の状況については、ふくしま自治研修センターで行われる各種研修に5人を派遣したほか、全職員を対象にコンプライアンス研修を実施しました。

福利厚生事業

次に、⑩職員の福祉及び利益の保護の状況については、定期健康診査を全職員対象に実施し、病気の早期発見・早期治療に努めています。また、災害補償については実績はありませんでした。

職員手当の内容　（令和3年4月1日現在）

区分	内容
期末手当 勤勉手当	期末手当　2.50　月分 勤勉手当　1.90　月分 **加算措置の状況** 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算5～15%
扶養手当	子　10,000円 その他の扶養親族　6,500円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末）の子の加算　5,000円
住居手当	**借家等職員** 家賃月額が20,500円以下 ●月額－9,500円を支給 家賃月額が20,501円以上 ●（月額－20,500円）÷2+11,000円を支給（上限額28,000円）
通勤手当	**交通機関利用者** 運賃等相当額が64,000円以下 ●運賃等相当額を支給 運賃等相当額が64,001円以上 ●相当額－64,000円÷2+64,000円を支給（上限額なし） **自動車等利用者** 2km～95km　2,500円～57,800円
管理職手当	**支給額** ●参事・総務課長　35,000円 ●課長・局長・室長　30,000円 ●総括主幹・主幹　25,000円
退職手当	（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075　月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709　月分　47.709　月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）

職員の福利及び利益の保護の状況

区分	受診者数
定期健康診査	75人
人間ドック	30人

特別職の報酬等の状況　（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	町長	738,900円
	副町長	591,300円
	教育長	554,400円
報酬	議長	296,100円
	副議長	243,900円
	議員	225,900円
期末手当	町長 副町長	（2年度支給割合）3.30月分
	議長 副議長 議員	（2年度支給割合）3.30月分
退職手当	町長	（算定方式・支給時期） 738,900×在職月数×0.48（任期ごと）
	副町長	591,300×在職月数×0.29（任期ごと）
	教育長	554,400×在職月数×0.20（任期ごと）